

令和4年度寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の一人暮らし高齢者に対し、定期的に乳酸飲料を直接手渡しにより支給することで、安否等の確認をするとともに、高齢者の孤独感の解消や健康の保持を図り、もって高齢者の福祉の増進に資する寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業（以下「あんしん訪問サービス」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、一人暮らし高齢者あんしん訪問事業利用者は除く。

- (1) 在宅一人暮らしの者
- (2) 寝たきり又は長期入院等の高齢者がいる高齢者のみの世帯の者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(サービスの実施日)

第3条 あんしん訪問サービスの実施日は、原則週2回（火曜日及び金曜日）とする。

(事業の委託)

第4条 市長は、あんしん訪問サービスの目的を適切に遂行できる事業者に事業を委託して実施することができるものとする。

(利用の申請)

第5条 あんしん訪問サービスを希望する者（以下「申請者」という。）は、寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要に応じて訪問調査等を行い、速やかにその内容を審査して、あんしん訪問サービス提供の可否を決定のうえ、寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の費用負担は、無料とする。

(届出義務)

第8条 利用者は、氏名若しくは住所等に変更があったとき、又は第2条に規定する利用対象者でなくなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(不正利得金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為によりあんしん訪問サービスを利用した者がいるときは、その者に対し、サービス提供に要した経費相当額の返還を求めることができる。

(サービスの停止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん訪問サービスを停止することができる。

- (1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業利用申請書

令和 年 月 日

寒河江市長 様

(申請者)

住 所：寒河江市

(町会名：)

氏 名：

(電話番号：)

寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

また、サービスの利用にかかる情報について見守り支援体制確保等に必要がある場合は民生委員等に提供することを了承します。

記

(利用対象者の状況)

利用者	世帯の状況	1. ひとり暮らし 2. 高齢者のみ 3. その他 ()		
	ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日
	介護保険 状況	認定なし・要支援 (1・2) ・要介護 (1・2・3・4・5) ・申請中		
緊急連絡先	氏 名	電話番号	住所	
	(続柄：)			
	(続柄：)			

配食／有・無	特記事項	
--------	------	--

様

寒河江市長

寒河江市一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業
決 定 (却下) 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました一人暮らし高齢者あんしん訪問サービス事業については、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所
	氏 名
決 定 内 容	サービス開始日
	サービス提供曜日
備 考 (却下理由)	